

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和5年3月2日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2200639号

厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2200123号

第1 結論

請求者のA社における平成18年12月8日の標準賞与額を27万2,000円に訂正することが必要である。

平成18年12月8日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成18年12月8日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和27年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年12月

私が、A社に勤務した期間のうち、請求期間に係る標準賞与額の記録がない。厚生年金保険料は控除されたので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された支給控除項目一覧表及び同社の回答並びに請求者から提出された給与支給明細書(賞与)により、請求者は、同社から、平成18年12月8日に27万2,332円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額(27万2,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成18年12月8日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出し、厚生年金保険料については納付したか否かは不明と回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 ； 関東信越（東京）（受）第 2200433 号
厚生局事案番号 ； 関東信越（東京）（厚）第 2200122 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社（現在は、B 社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 ； 男
基礎年金番号 ；
生 年 月 日 ； 昭和 23 年生
住 所 ；

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 ； 昭和 44 年 9 月から平成 25 年 10 月まで

A 社には定年まで勤務できたはずである。履歴書を提出するので調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、A 社に、同社の定年である 65 歳まで勤務できたとして、昭和 44 年 9 月から平成 25 年 10 月までの期間に係る厚生年金保険の被保険者記録の訂正を求めている。

しかしながら、オンライン記録によると、請求期間のうち昭和 44 年 9 月 29 日から昭和 48 年 9 月 14 日までの期間は、A 社の厚生年金保険の被保険者期間として記録されている。

また、B 社から提出された請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の写しによると、請求者について、昭和 48 年 9 月 14 日に A 社に係る被保険者資格を喪失した旨届出されていることが確認できる上、B 社は、資格喪失後に再雇用した記録は確認できず、資格喪失後の再取得の届出並びに保険料の納付及び控除は行っていないと回答している。

なお、請求者に係る戸籍の附票及び請求者から提出された履歴書の職歴欄から、請求者は、昭和 48 年 9 月から昭和 51 年 4 月までは海外に渡航し滞在していたと推認できる。

さらに、オンライン記録によると、請求者は、A 社の被保険者資格を喪失した後、同社とは異なる 13 の事業所で厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる。

これらのことから、請求者が昭和 48 年 9 月 14 日に A 社の厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、再度、同社に勤務したことを確認することはできない。

このほか、請求者は、請求期間（既に A 社にて厚生年金保険の被保険者となっている期間を除く。）に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保有していない上、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金

保険の被保険者として請求期間（既にA社にて厚生年金保険の被保険者となっている期間を除く。）に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。